

## 短期入所利用の30日超え届出について

短期入所については30日を超えた利用はできませんが、在宅介護が困難な事情がある場合については、「連続30日を越える短期入所サービス利用理由書」を届出していただくことで利用できます。

該当事由にあたる場合、総じて届出は受け付けておりますが、提出される届出の中には以下のようなものが散見されます。

- ・ 前回届出書と全く記載内容が変わっておらず、状況が転じていない  
(施設の申し込みや待機順位の変化、本人及び家族の病状の変化等があれば記載してください。)
- ・ 選択した該当事由と記載内容に差異がある。  
(子の急病が事由として選択されているにも関わらず、子は就労で介護できないと記載されている等)
- ・ 以前市へ届出された他利用者と全く同様の記載  
(データを流用していると思われる)

介護支援専門員の皆様におかれましては、届出書の作成に際して、上記内容についてご留意いただければと存じます。

なお、該当事由に当たらない判断となった場合、届出の受付ができないことがあります。該当事由にあたるものでも、在宅介護が困難にもかかわらず施設入居の検討がされていないケースや状態悪化しているにも関わらず変更申請がされていないケース等短期入所利用の長期化への対応が取られていない状況で幾度も30日越えの届出を提出していると見受けられる場合も届出を受付できないことがあります。

上記のようなケースが多発していることから、一定回数を超えた届出についてはケアプラン等の添付をお願いすることも課内で検討して参りますので、ご承知おきください。

### ※困難事例について

上記のように30日越えの届出がなされる方の中には、親族がいないため施設側から申し込みの受付を断られたり、手続き関係が滞ってしまう等介護支援専門員が対応するには難しい困難事例も散見されます。今年度も数件同様のケースで何度も30日越えの届出を提出された事例がありました。このような事例は今後増加することが予想されます。厚生労働省もこのような状況を鑑み、次ページのような事業者向けのガイドラインを作成しておりますので、各事業者におかれましてはご参照くださいますようお願いいたします。